

## 無断撮影禁止徹底と撮影書式活用をお願い

平成 24 年 9 月 4 日  
公益社団法人能楽協会

前略 平素は能楽に深いご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では能楽公演のマナー向上と、より良い公演記録を後世に遺し、広く活用できる環境づくりを目指す上で下記のことを広く周知する活動を進めております。

主催者各位におかれましては、下記の件にご留意頂き、ご理解ご協力を賜りたく、お力添えを何卒宜しくお願い申し上げます。 草々

### 記

#### 無断撮影・録音・録画禁止の徹底をお願い致します

公演の無断撮影・録音・録画は禁止である旨、事前に観賞者へ十分にご周知下さい。  
例) 公演ちらし・ポスターへの明記、切符への印字、当日プログラムへの印刷、貼紙、放送

#### ◆なぜ…

- ①能楽は些細な雑音、不注意な言動が周囲のみならず公演の良し悪しを左右する程に環境が大切な舞台芸術です。観賞者が良い舞台に集中できる環境づくりを目指しましょう。
- ②出演者の行う演能やそれを撮影・録音・録画した成果物には著作権法で謳われている「実演家の権利」が存在している為、それを侵害しないようにしなければなりません。
- ③良質な写真・映像等のみ保存・利用していく必要があります。従って、能楽公演を撮影する為の許可を得たプロに必要最小限の良い収録をお願いすることが肝心です。

#### ◆その結果…

舞台と観客が一体となった、記録に残すべき良い舞台が生まれ、プロによって残された素晴らしい舞台記録を基に、後世に語り継がれます。

#### ◆その為には…

#### 初期契約(撮影等に関する書式取交し)をお願い致します

撮影・録音・録画をする際には、能楽協会が HP にて配布しております撮影申請書式にご記入頂き、当日楽屋への掲示と能楽協会への提出にご協力をお願い致します。

#### ◆これを交わしておけば…

- ①いつだれが何の為にどの様な公演を記録し利用し、その後は誰が責任を持って収録物を管理するのがデータとして確実に蓄積され、やがては能楽界の貴重な記録となっていきます。
- ②初期契約による権利処理を済ませ当日掲示する事で、契約内容を全関係者へ正しく周知し、理解・賛同を得る事ができます。また、不正利用防止策となり、権利関係者である主催者、出演者、撮影者などが、安心して公演を開催することができます。

#### ◆第三者が公演をどうしても撮影したい、又は記録に残したい時には？

演能を撮影・録音・録画したい人は申請することとし、主催者・出演者がその内容を確認の上、認める場合は口頭による誤解を防ぐ為にも諸条件を約束事として書面に残すことが適切です。

#### ◆この他にも、将来の二次利用に備えられるという利点があります。

- ・書面の存在により、二次利用に際する権利処理手続きを簡潔にします。
- ・初期契約の内容が、二次利用に際する契約条件の基準となります。

#### ◆もし、書式取交しを怠ると…

誰でも自由に演能を撮影・録音・録画できると、能楽データが不規則かつ極端に流出する可能性があります。